

令和 2 年 9 月 28 日

第 3 回多度津町議会臨時会会議録

1、招集年月日 令和2年9月28日(月) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

2番	門 秀俊	3番	天野 里美
4番	兼若 幸一	5番	中野 一郎
6番	松岡 忠	7番	金井 浩三
8番	村井 保夫	9番	小川 保
10番	古川 幸義	11番	隅岡 美子
12番	渡邊美喜子	13番	尾崎 忠義
14番	志村 忠昭		

1、欠席議員

1番 村井 勉

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	神原 宏一
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課課長	冨木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（古川 幸義）

皆さん、お早うございます。

村井議長、入院のため欠席届が出ておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

議員各位におかれましては、何かとご多忙中のなか、ご参集をいただき有難うございます。

ただいまより、令和2年第3回多度津町議会臨時会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、お早うございます。

もう最近、朝夕が大変過ごしやすくなって、秋の訪れというのを肌で感じているこのごろですけども、今日は議員各位におかれましては、ご多用中のところ、本日の堀江雨水第3幹線の工事請負契約の締結についてであります。ご参集いただきまして有難うございます。議員の皆様方には、日頃から多度津町民の幸せの向上のため、そのための住民サービスの向上などにご精励いただいておりますこと、心から感謝し、御礼を申し上げます。どうかこの堀江の雨水第3幹線におきましては、町民の皆様方の大雨の時、また、そういう川の浸水を防ぐため、大変重要な工事となります。どうか、色々と皆様方には、ご理解を頂戴して議決をいただきたいと思います。どうかよろしくお願い致します。

議長（古川 幸義）

議題に入る前に、皆さん方、携帯電話の電源はマナーモードか、若しくは電源を落とすようにご協力お願い致します。

それでは議題に入ります。

ただいま、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和2年第3回多度津町議会臨時会は成立を致しました。

これより、第3回臨時会を開会致します。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、2番、門 秀俊 君、8番、村井 保夫 君を指名致します。

日程第2. 会期の決定を議題と致します。

お諮りを致します。

第3回臨時会の会期は、本日1日間と致したいと思っておりますが、これにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(古川 幸義)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定致しました。

日程第3. 議案第1号、工事請負契約の締結について(令和2年度堀江第3雨水幹線函渠築造工事)を議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、神原君。

総務課長(神原 宏一)

お早うございます。

議案第1号、工事請負契約の締結についての提案説明を申し上げます。

件名は、「令和2年度堀江第3雨水幹線函渠築造工事」でございます。工事場所は多度津町幸町で、契約の方法は、4社での制限付一般競争入札によるものでございます。契約金額は1億120万円で、その内消費税額等は920万円でございます。参考までに請負比率は、95.54%でございました。

工事請負人は、香川県仲多度郡多度津町大字道福寺451番地 枝園建設株式会社 代表取締役 枝園 裕子でございます。

また、参考資料と致しまして、2ページに工事請負契約書及び附帯条件を、3ページに保証証書を、4ページに入札金額内訳書を、5ページに位置図・系統図を添付しております。

工事の概要と致しましては、2,500mm×1,200mmのボックスカルバートを延長して66.5m施工するもので、当該地域に流入してくる雨水を速やかに流下出来るようにし、周辺地域並びに排水区域の浸水被害軽減を目的とするものでございます。

なお、工期につきましては、令和3年3月25日までとしております。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本工事請負契約を締結することについて、議会の議決をもとめるものでございます。

以上、「議案第1号 工事請負契約の締結について」の提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(古川 幸義)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

議案第1号について、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（古川 幸義）

異議なしと認めます。

よって議案第1号について、委員会の付託を省略することに決定を致します。

これより、質疑を開始致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（古川 幸義）

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

2点ほど、ちょっと質問したいんですが、メーター当たりの価格はどのくらいになるのかということと、もうひとつは庁舎建設との関連で工事を期間中に問題ないのか、2点をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員のご質問に答弁をさせていただきます。

今回の工事のメーター単価ですが、約150万円となります。

また、庁舎関係の道路との関係でございますが、担当課であります政策観光課の担当と調整をしながら進めております。今回の雨水の事業につきましては、道路との構造がありますので、その部分については調整をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（古川 幸義）

質疑、ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（古川 幸義）

ないようですので、これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（古川 幸義）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第1号について採決致します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（古川 幸義）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了致しました。

これをもって、令和2年第3回多度津町議会臨時会を閉会致します。

ご協力有難うございました。

閉会 午前9時11分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 2 年 9 月 28 日
第 3 回多度津町議会臨時会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記